

平成 24 年度永田浜ウミガメ保全協議会議事概要

【日 時】 2013年2月25日（月） 19：00～21：00

【場 所】 永田公民館（屋久島町永田）

【出席者】 永田ウミガメ連絡協議会

柴会長、野村副会長、羽生氏、計屋氏、川崎氏、その他

NPO 法人屋久島うみがめ館

大牟田（一美）代表、大牟田（法子）氏、大木氏、中平氏、松本（毅）理事、
その他

社団法人屋久島観光協会

西川氏

公益財団法人屋久島環境文化財団

溝口局長、上村氏、菊池氏

鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課

相浦課長

屋久島町環境政策課

木原係長、岩川氏

環境省屋久島自然保護官事務所

加藤、松本（晃）

※鹿児島県環境林務部自然保護課は欠席

1. 開会

- ・資料確認。
- ・欠席者確認

2. 会長選出

松本（晃）：例年どおり、事務局から、地元永田区の区長であり、永田ウミガメ連絡協議会の会長である柴鐵生氏を推薦します。

一同：異議無し。

柴：初めてのことだが、よろしくお願いします。

3. 議事

1) 永田浜ウミガメ保全協議会規約について

松本（晃）：永田浜ウミガメ保全協議会規約の文言の修正を行いたい。修正は霧島屋久国立公園から屋久島国立公園に修正と財団法人屋久島環境文化財団を公益財団法人屋久島財団法人に修正する 2箇所。

相浦：施行日は変更しなくて良いか。

木原：まったく同じ文章で日付だけ今日の日付に変更する。

一同：了解。

2) 今年度のウミガメシーズンの状況報告

・ウミガメの上陸・産卵・ふ化等調査結果、夜間臨時開館の実施結果

中平：資料 2-1 について説明。

- ・ 個体数は 1766 頭が上陸し、過去最高を記録した。
- ・ 上陸して消波ブロックや岩場に嵌ったウミガメの救出頭数は、昨年度から 28 頭増加した。前浜の河口側にある消波ブロックに嵌るウミガメが多かったことで、全体の頭数が増加した。
- ・ 流出卵数は数千個あると推定。2011 年よりかなり少なかった。台風が屋久島に来たのがふ化が終わった秋頃だったため、かなり少なくて済んだ。
- ・ 脱出巣数率はいなか浜で 55.4%、前浜で 73.9%であった。いなか浜と前浜の差は、前浜はいなか浜に比べて、立ち入る人が格段に少ないことが影響しているのではないかと思われる。
- ・ 全巣の帰海率は、いなか浜が 43.8%、前浜が 48.3%であった。どちらも 50%を下回る結果であった。これは卵の移植数がかかなり少ないことが影響していて、保護柵内よりも保護柵外の卵が圧倒的に多いために、踏圧等を受ける子ガメの巣がかかなり多いことが理由として言えると思われる。
- ・ 夜間臨時開館は、2011 年はお盆の 3 日しか開館できなかったが、2012 年はこの期間のボランティアが多かったので、8 月 1 日から 31 日まで、全日開館することができた。
- ・ 2012 年は皆様の協力を得て、A、B 地区、トイレ下から海に向かって左側に新たに保護柵を設置し、その結果として、ふ化率がやや上昇した。人通りが多いところに保護柵を設置したことで、効果が得られたのではないかという結果が出た。

加藤：前浜の脱出率が 73.6%ぐらい。脱出しているが、海に帰れていない子ガメが結構いるということか。

中平：全巣の帰海率は、全産卵数の中で、脱出できた率も踏まえて、計算している。脱出巣数率は、全産卵数から脱出（足跡）が確認された巣の数をカウントしたものの。帰海率はその中で巣の中で無事に帰海できた率をかけたものなので、卵

の数と脱出した子ガメの数を概算して、算出した割合。少し説明しづらいですが。

加藤：何となくわかりました。

大牟田：簡単に説明しますと、前浜は砂の粒が粗かったりとか、人工的に砂を入れたりして、ふ化しても率が非常に悪く、脱出した巣は多いが、ふ化率が非常に悪いということ。ふ化しても砂が崩れてくる。だから外に出られない。そのため、ふ化率をかけると、子ガメが帰った率が悪くなる。例えば、前浜がいななか浜並みのふ化率であったら、おそらく60%ぐらいは帰っているのではないかと。ふ化率に10%以上の差がある。ということで、出た巣は多いが、実際に（海に）帰った子ガメは少ない。

中平：脱出巣数率は巣の中から1匹でも脱出していればカウントする。帰海率は巣の中からどれだけの子ガメが出ていったかという割合。

加藤：わかりました。

松本（晃）：脱出巣数は産卵より把握するのが難しいような気がするが、実際の数と同じぐらい把握されているのか。

大牟田：脱出した巣を数えるのは、いつも朝7時頃から、あまり浜に人がいない時に浜を歩いて、新しく脱出した巣には、いつ脱出したという印をつけているため、95～96%ぐらいの確率はあるのではないかと考えている。人が歩き回った昼間ではなくて、朝7時から調査している。だから、90%以上のかかなり高い確率で調査しているのではないかと思う。

・ウミガメ観察会の実施結果

羽生：資料2-2について説明。

- ・資料2-2の実施体制は1日のスタッフの数。
- ・観察会は20:00から始まる。19:30～20:00までは、駐車場関係が2名、準備が2名で4名。20:00～22:00は、その4名に、浜に下りる人が5名、受付が2名加わって、11名になる。22:00～23:00は、22:00までで受付の2名が帰るので9名。
- ・団体等が入って参加者が多い場合は、スタッフを増やしている。
- ・平成23年度の保全協議会で協力金の値上げをした。その結果をお知らせすることになっていたが、（連絡会の会計は）3月31日締めになっている。そのため、決算書はまだできていないし、監査も済んでいないので、ここで詳しく報告することはできない。
- ・今報告できることとして、5,710人で協力金が合計4,474,500円となっている。
- ・協力金を上げたことで、合計は昨年と比べ増えている。
- ・（協力金の増加分については）今まで予算がなくてできなかったことに使いたいと

考えている。

- ・今考えていることは、例として、レクチャー室を改造して外に座っている参加者が中のテレビが良く見られるようにすることや雨の日に外の人がぬれないようにすることやその他に今のところイスも足りていないので、できれば、イスの購入とか、備品の購入など。

大木：子どもは何歳から何歳までか。

羽生：個人の場合は中学生まで。

羽生：人数の割に金額がおかしい部分があるが、皆様もご存じのように、中学生までは無料だが、団体の場合は 300 円をいただいている。高校生の団体からは 500 円をもらっている。5,710 人に 800 円をかけた数字にはならない。

相浦：撮影というのはテレビなどですか。

羽生：そうです。

西川：修学旅行等の団体と記載してあるが、修学旅行以外の団体もあるということか。

羽生：そうです。ツアーでくる（団体も）。

西川：どういった定義をしているのか。

羽生：15 名以上です。

西川：団体で 11 名という日があるが。（15 名以上で）申し込みはあったが、11 名しか参加しなかったということですか。

羽生：そうです。

西川：団体というのは、申し込み時点で 15 名以上の場合を記載しているのですか。

羽生：そうです。

・ウミガメ保護監視事業の実施結果

松本（晃）：資料 2 - 3 について説明。

一同：特に質問なし。

・ウミガメふ化環境監視事業の実施結果

松本（晃）：資料 2 - 4 について説明。

- ・観察小屋横のルールの説明回数と人数が増えていて、駐車場が今年から整備されたことが影響しているのではないかと思う。

西川：説明回数 539 回に対して、説明人数が 566 人というのは、説明人数が少な過ぎる。

松本（晃）：確認しておきます。

3) 永田浜ウミガメ観察ルール及び永田浜ウミガメ観察ルールガイドについて

松本（晃）：事務局から、永田浜ウミガメ観察ルールの検討事項、修正の方針（案）について説明（資料3-1、資料3-2）。

川崎：適用期間の時間が19:30～翌朝5:00になっている。19:30だと浜から上がる人が浜を出るまでに足を洗ったりする。そうしている間に、観察会の参加者が駐車場にどっと入ってくる。ほとんどレンタカーなので、どこのお客さんが止まっているかわからない状態になる。事故を起こしかねない。駐車場が仕切られたので、特に枠内で出られなくて。（適用期間を）30分でも15分でも早めてもらえないか。足を洗ったりして、浜からはその時間には上がるが帰るまでに結構時間がかかる。駐車場の中には車を止めた状態で。

松本（晃）：夕方（浜を）利用する方も結構いる。（19:30より前は）夏場はまだ明るい時間なので、30分、15分早めるということは、今すぐに変えることは難しい。もう少し検討した方が良いのではないかと思う。

松本（晃）：永田浜ウミガメ観察ルールガイドの改訂、修正箇所、修正案について説明（資料3-1）。

西川：昨年度の印刷部数はいくらだったのか。

松本（晃）：2万部ぐらいです。

西川：観光協会が4月1日を目標に公益社団法人を目指していて、その部分が変わる可能性がある。

松本（晃）：ルールガイドを配り始めるのは4月以降。4月から変わるということであれば、修正してしまっても良いと思うが。

西川：まず間違いないと思う。4月1日に間に合わない可能性もある。蹴られて公益社団法人になれませんでしたということはまずないと思う。確認してみます。

大木：ルールガイドの8ページですが、夜間臨時開館の入館料を中学生以上200円、小学生100円と設けていますが、料金の改定を考えておりまして、小学生は変わらないのですが、中学生以上の方を500円にする予定です。

松本（晃）：予定ですか。

大木：確定です。

松本（晃）：反映させてしまって良いですか。

大木：反映させてしまって大丈夫です。

大木：ただし、申し訳ないことに、一応ここにも書いてあるんですけど、ボランティアの方々が揃った上での夜間臨時開館の開催なので、それもまたボランティア様頼りということになってしまうので、そのところが実際どうなるのかはわからないところです。

相浦：昼間の開館の時は（入館料の改訂はあるのか）。

大木：昼間の開館も、ここには記載がないんですけど、3月1日から入館料が中学生以上の方を300円に改定することになっています。200円から300円になっております。

松本（晃）：昼と夜で違う。

大木：昼と夜で、統一性を持たせていたんですけど、昨年、私どもだけの話で恐縮なんですけど、少し赤字ということもありまして、このままでは立ちゆかないということもありまして、来年度は消費税増税も見込まれていることから、早めで恐縮なんですけど、ここの価格を改訂をということで、その辺の補填ができないかということで、早めに判断をさせていただいたということで価格の変更があります。今まで昼と夜の入館料を同じにしていたんですが、夜は結構負担が大きいので、変えても良いんじゃないかという話も出まして、そのような形でさせていただきたいなと思っておりますので。昼間は300円、夜は500円、小学生の方は変更なしということでお願いできればと思います。

西川：入館料のところは夜間と書かないと、下のところに日中の開館時間が書いてあるので。

加藤：日中消したら良いのでは。

大木：日中は消して。

松本（晃）：了解。

松本（晃）：中学生以上を200円から500円、開館時間（日中）の行を消すという修正で良いですね。

西川：永田浜インフォメーションのところには日中（の開館時間）が書いてある。

大木：やはり入館時間（日中）の1行を消すということでお願いします。16ページに日中の開館については記載があるので、そちらの方でわかるかなと思いますので。

大木：もう1点（修正）。16ページなんですけど、うみがめ館のところで、夜間臨時開館の時間が20:00～22:00になっていまして、8ページの内容と齟齬が出てまいりますので、8ページに合わせて21:30で修正をお願いします。

相浦：4ページの一番下ですが、「このルールには法的拘束力はありません。」で「。」で切っておりますが、「が」を付けて、「このルールには法的拘束力はありませんが、ウミガメ保護のためご理解とご協力をお願いします」という風に直していただいた方が良いと思います。

松本（晃）：つなげるということですね。修正を反映させておきます。

松本（晃）：（木原さんに質問）4ページの修正についてどうですか。

木原：4ページ「※」はエコツーリズム推進法に基づく利用調整のことを指していると思うんですけど。今のところ、エコツーリズム推進協議会の総会もまだ開けていない状況で、町としての方向性もまだ決まっていない。当面は削除してお

いて良いのかなと思います。「準備中」と書いているとやるのが前提というような感じもするので。

松本（晃）：修正案どおり削除します。

大木：個人的な話になってしまうんですけども、日中、いなか浜を1シーズン見せていただいて、前、松本（晃）さんとは話したんですけど、砂を持ち帰る方が非常に多いので、この中に文言を盛り込めないかなと考えています。よく甲子園の砂みたいに結構観光客の方々がバケツや袋に砂を詰めて持って帰っている方が非常に多く、砂が年々微減していっているような浜ですので、観光客の方がそれを重ねて持っていくことになると、やはり、トータルで見たらすごい量になっているのではないかと思うんです。ですので、このルールガイドを多くの方々が目にされるのであれば、是非、ちょっと文言を一文入れたら良いかなと個人的に思うんですけど。

松本（晃）：僕もその話しをお伺いしてから、観察ルール自体、全日適用されるルールとして入れてしまっても良いかなと思っていました。ルールガイドに入れる場合にどこに入れるのかと思うと、やはり全日適用されるルールかなと思います。

大木：大幅に変わってしまうかもしれない。

松本（晃）：ルールに入れてしまった方がスッキリするのではないかと思う。

大木：（砂を）持っていかれる方がシーズンを通して結構いらっしゃるので、すごく気になって、注意もなかなかしづらいような感じもあるので、お願いベースでできればというような話です。後ろ盾があるともっと言いやすいかなと。

松本（晃）：そうですね。

柴：そうですね。

松本（晃）：6ページに追加する方向で、スペースを調整してみます。

松本（晃）：ルールガイドに入れるにあたり、観察ルールにも、入れるとすれば全日適用されるルールに入れて、保護柵内に立ち入らない、焚き火をしない、キャンプをしない、砂を持ち帰らないと加えてしまっても良いのではないかと。実際、自然公園法で、この前、大木さんにも説明したんですけど、なかなかすぐ違法とまでは言えない、微妙なラインもあるんですけど、入れてしまっても良いと思います。皆様いかがでしょうか。観察ルールに入れて、更にルールガイドに、6ページに加える。

川崎：地元の方は盆正月に大量ではないけど、浜の砂をとる。

加藤：それは良いと思います。

川崎：昔からの流れで。（ルールに）決められると、地元の人でも何もできないのかというところが出てくる。

松本（晃）：良いと思う。

柴：それは地元の人の方に説明をするということで。ルールには載せた方が良くないか。

川崎：その辺もある程度納得した上でやっていかないと。

柴：もちろんそう。

柴：墓に（砂を）持って行くのは、また、海に帰っていきますから。どっかにはいかないから。

松本（晃）：（地元の方がやることまで）止めた方が良くというのは違うと思う。関係者で共通認識を持っておくということではないか。

加藤：今大木さんから提案いただいたのは、利用した人が持って帰ってしまう、外から来た人、そういう人に持っていかないでくださいと言いやすいようにするために、地元の人が（砂を採るな）、というものではないですよ。ここに書いておいても、地元の人にはわかっているということで、運用していくというのが良くないですかね。

木原：持ち帰りの砂というのは結構持っていくんですか。観光客の方が。

大木：私が見かけたのは、タクシーの方が観光客を乗せて来て、バケツを取り出して、観光客の人にバケツを渡して、（砂を）採らせているという感じで結構ごっそり持っていったので、それはちょっとという感じものとか、後は、夏場、砂を袋か何かに入れて、車にそのまま積み込むような方とかを見かけたりするんですけども、私がちょっと見かけるだけでそのレベルなので、たぶんトータルで見たら結構な量になっているのではないかと思う。なので、持っていったらいけませんよとなかなか言いづらいとこですし、持って行きたい気持ちもわからなくはないんですけど、ただ、潤沢に、浜の砂が増えているという浜ではないので。そこの辺については、みんなで守っていくという意識を観光客の方に持ってもらうのも良いのではないかと思い提案させていただきました。

柴：良くないですか。

木原：現実にも考えみると、今度の貝の観察会とかをやった時とかに、貝を採らせていただいて、打ち上げ貝を、ディスプレイとかに使えると良いなど。なので、書きぶりだと思うんですけど。協力ベースで持ち帰らないようにしてくださいと。

大木：意図的に袋でごっそり詰めたりとか。別にごっそり詰めるような感じのものでなければ、と思うんですけど。

相浦：観光関係の業者の方にそういう浜の利用は止めてくれと何か連絡をした方が良いでしょうな気がします。バケツを持ってきて観光客に（砂を）採らせるというのは少し変だなと。

木原：なんとなくですね。物をもって持って行くというのはやはり良くないのかもしれない。写真を撮れば良いだけの話かもしれないんですけど。どうなんだろう。やっぱり記念に。永田の浜はこんなにきれいだったんだよと。

加藤：砂浜はあるうちに守った方が良いと思います。西表島とか星砂でしたっけ。キュッ、キュッと鳴り浜でしたっけ。鳴る砂をどんどん持って行ってしまっ、無くなっているという話を聞きますし。小笠原も貝殻の砂浜は歩く場所まで決められて。南島はルート設定して、まったく持つてくるのも持つて行くのもだめというような厳しい規制をかけて守っているの。要はさっき大木さんが仰っていたんですけど、潤沢に砂が増えているんだったら良いんですけど、ただでさえ無くなっているの、できる限り採らない方が良いのかなというのは仰るとおりだと思います。

大木：お願いベースというような感じの書き方で。法律上はグレーというかよくわからないようなところですので。あまりきつくならないような感じの。観光客の方が手控えるぐらいの書き方ぐらいが良いのかと思うんですけど。

加藤：書いておくのが良いんじゃないですかね。もともと法的拘束力はありませんがと謳っているし。良いのかなと。例えば、展示物とかで行政機関が使う場合とか、地元の人が使っているよとか言われたら、地元の人達はこういう文化があって使っているんですよと言えますし、こっち（行政機関）が展示物で使う場合は、永田で守っている人達と話合った上で、最低限の量だけ採っていますという風に説明を加えることで良いのかなと。対外的には、これで、なるべく持つて帰らないでください謳うことは悪いことではないと思います。

松本（晃）：保全協議会として、例えば、会長名とかで協力文章とかを作って流してみるとか。

柴：単純なことを言えば、浜があるからこそ、カメが上がってくる。その浜がなくなったら、（カメは）上がらない。そういう意味では単純なことだと思う。

柴：上手く考えて。

松本（晃）：すぐ案を作って送ります。

4) その他

大木：お手元に資料が（あると思います）。これは、保全協議会様宛に問題提起の資料として作らせていただいたものになります。ただしこれは昨年を踏まえて作らせていただいたものでございまして、その内容をもとにうみがめ館からご提案させていただきたい内容をまとめさせていただいた資料となります。簡単に概要を読み上げさせていただきます。問題提起に至る経緯ですが、もともとエコツーリズム推進法を適正に実施することを前提でルールの方策や実行を優先して、実際、エコツーリズム推進法が（屋久島町）議会の方で通るだろうという見通しのもとでこういった違法性については目をつぶって、このウミガメ観察ルールを作ってきたという背景がありますが、議会の方で（屋久島町条例が）否決されたために、全体構想が現状見通しが立たなくなってきていると

いう現状がありまして、私共としましては、折角こういった場で皆様と力を合わせて一つの目的のもとにやっていくという場所におきましては、遵法性が大事ではないかと考えておりまして、この違法的な、私共は違法性があるのではないかというような点については看過できないという部分がありまして、私共の方でも、内部的な話で恐縮ですけれども、理事の方々から、これは是正が必要ではないかというような話がありまして。その次の内容の違法性についてという部分について、お話をさせていただきたいと思います。私は法律に詳しくないのですが、いろいろな方から意見をいただいた上で、資料を作らせていただきました。海岸法におきましては、実際に、国民は何らかの意思表示を要せず、無償で海岸を利用、自由使用することができるという風にございまして、現状、私共が皆様方と一緒にいるウミガメ観察会がこの自由使用を阻害していると言われかねない状況が発生しているかなという風に考えております。提案に話を移らせていただきますが、実際、(提案と)逆のことが(海岸法に)抵触するという話になってくるのですが、仮の話としまして、観察会を行っているとして、観察会に参加せずに浜に立ち入ろうとした人がいた場合、先ほども上げました海岸法に基づきますと、実質、浜に立ち入ることを制限することを法律上制限することはできません。法的な拘束力をその発言は持たないということになりますので、極端な話、ウミガメの保護という観点から言ったら浜に立ち入って欲しくないんですけど、そのまま浜に立ち入ってしまった方がいて、立ち入ってはいけませんという話をした場合、法に抵触する行為となりかねないという話となります。ですので、私共が提案する内容としましては、まず、観察会への参加を促すということについては、問題はございません。観察会を拒む方、ほとんどいらっしゃらないとは思いますが、もしそういう方がいた場合につきましては、自由使用を妨害する行為となってしまいますので、基本的には一切の緩衝は控えた上で、監視員の方に任せるという方法が一番適切ではないかと考えております。ですので、実質、現状ですね、私共が全て確認したわけではございませんが、うみがめ館に来た方々、観光客の方々の話を聞きますと、浜に立ち入ってはいけませんというような話を受けたという方が多々いらっしゃったりしますので、実際、ここの部分の認識につきましては、浜への立入りは原則自由でございまして、観察会に参加しないという方がいた場合には、それ以上の干渉はしないといったことが望ましい状況でないかと思っております。実際、浜につきましては、自由に立入りをすることが原則でございまして、締め切りという措置につきましても、これは観光客の方が締め切っているなど判断をした場合、実際に浜を締め切ってしまうと観光客の方が自由に立ち入れないようになっていた場合というのも自由使用を妨害している行為と見なされかねないという風になってしまいますので、原則、この部分

につきましても配慮が必要かなと考えております。下に簡単な図ですが、こういったモデルが、すぐできるという話ではなくて、こういったモデルが理想的なんではないかというモデルの提案なんですけども。県、町、国から委託された監視員の方がいらっしゃいまして、それに基づいた各団体、これは、各団体というのは、実際に今は永田ウミガメ連絡協議会様しかいらっしゃらないですけども、こういった各団体が監視員の方に基づいて観察会をするというのが望ましいのではないかというようなモデルでございます。ただ、実際にはこういう風になっておりませんので、あくまでも理想論ではございますけれども、こういったことが良いのではないかということで、今回挙げさせていただきました。この部分の話を簡潔にまとめますと、現状、浜に立ち入る方がいた場合に観察会に参加しなくても、立入り自体は阻害ができませんと、止めることができせんといったことを私共を含めて認識を共有して、実際に内々の話ですけども、去年、こういったことが観光客の方々からお聞きするという話があって、刑事告発するというような話も一部でした。それをやられてしまいますと、私共の方もそうですし、折角作っている保全協議会という枠組みもつぶれかねないという話もありまして、その方の行為は差し控えるというような形をお願いをしました。実際、話す機会もこういった場でございますし、この枠組みを崩すということがウミガメの保護とか、浜の保護とかに関しまして、良いものとは思いませんでしたので、そういった話をしました。ただ、そのまま放置することができないというところでこの場で提案させていただきました。2枚目に移りまして、この部分につきましては、観察会の協力金についてというお話なんですけれども、この部分は、明確に全て読み上げません。問題の解決のための提案というところだけ、簡単にお話を致します。私もここに来て勉強させていただいたんですけども、協力金という言葉が、この1年私の方も、ウミガメにかかわらず、山の方にもある協力金という言葉が非常に不明確で、捉えずらくて、ここだけではなくて、日本国内でも、この協力金というものが、かなり不明確な、一人歩きしている部分があるということを勉強させていただきました。協力金という名目で謳っている以上、用途を明確にしなくてはいけないということが遵法性としては正しいという風になっているようでございまして、ただ、協力金としているから問題があるというところもありますので、この解決のための提案に書いてあるんですけども、ここは先ほどのルールガイドの文言にも関わってくるのですが、協力金を案内料にしてはどうかと。そうすると実際もらっているお金の用途というものが、実際使っている名目というものが、案内料になりますので、これであれば協力金ではございませんので、法的に問題性がないのかなと。実際に協力金を払う方も案内料として払っているという風になりますし、協力金という形にしますと、実際に払っている方は

何に対して協力してお金を払っているのかという部分につきまして、明確に使途だとか、そういったものをいろいろ細かく報告するような形をしないと遵法性が守られないというような懸念点が、ここだけではなくて、他のところでもあるようでございますので、明確に案内料という形にしてしまって、任意に支払う方々がわかるように明確にした方が私共が懸念する問題性が発生しないのではないかとということで、こういった形でご提案をさせていただきました。最後の部分につきまして、脱退についてという文言を挙げさせてはいただいたんですけども、何も、私共の方はこの場を混乱させて話し合いを打ち切りたいというわけではまったくございません。できれば、この保全協議会という枠組みの中で、皆様と力を合わせた上で、ウミガメの保護というモデルを作らせていただきたいと考えているんですけども、ただ、私共、内部的にも、この違法性があるんじゃないかなと言われているその状況に対して、当法人自体が何ら問題提起をせず、このまま問題を看過している行為自体が、それ自体が良くないのではという内部的な声がございます、誠に恐縮ではございますが、こういった形で、文章に基づきまして、今回、お話をさせていただいた次第でございます。できれば、こちらに関しまして、皆様のご意見をいただきながら、私共のご提案、問題提起自体が間違いじゃないかというお考えもあるかと思えます。そういったご意見をいただきながら、私共の認識の方を訂正した方が良いところがあれば、そうしていただきたいですし、こうした方が良いという部分があれば、お話をいただきながら、その点について考える時間をこの場でいただければと思います。

大牟田：もう少し詳しく説明があります。実は先ほどお話しましたように、去年、1人だけですが、告発するという人がいまして、それを私が止めました。今回、火事に遭いました。実際、被災者ですけど、警察の取り調べが非常に厳しくて、業務が途中ストップしまして、私の携帯の発信の履歴までとられて。そういう中で、もし、これから以降、去年は偶然にも私にありましたけど、内緒でやった場合、おそらく我々も含めて、環境省も含めて、業務は1、2ヶ月はできないと思います。役場も含めて。そういう中で、この文章は私の弁護士、それからうちの理事を含めて、何回も校正に校正を重ねて、つい最近まで弁護士の助言をいただきまして。どうすれば、違法性がない観察会をできるのかと提案させていただいたわけですけど、ともかく、今回、警察ということで。皆様ないとは思いますが、もし、警察に引っ張られた場合、おそらく終わりではないかなということで提案させていただいて、将来、法的に違法性がないようなものをみんなで構築してやっていけたらということで今回の提案になりました。ここでみんな知恵を絞ってどうすれば良いかを考えていただければということです。

柴：議長がこういうことにあまり言うことはいけないことかとは思いますが、違法性の問題を大木さんの方から説明をお聞きした限りでは、私の感じでは、そんなのが違法なのという感じです。それで、やはりこれは天下の鹿児島県、あるいは環境省がやってきていることですから、もしそういうことがあったら、ゆゆしき問題です。本当に違法性があるのであれば、ですから、そういう意味では、そういう風なことが、懸念されるという風な問題として受け止めさせていただいて、そして、県や環境省が一緒になって、もしあるとすれば、どういうことなのか、ないようにするにはどうしたら良いかということ海岸法か何か知りませんが、要するに浜というのは、鹿児島県が管理しているんですよね。管理主体である鹿児島県がうみがめ保護条例を作って、一番元のところをやっているわけです。ですから、そういうことも含めて、鹿児島県がまずどう考えるのか、あるいは環境省がこういうことを展開するにあたって、そういうことをどう考えるのか、違法性があるのか、ないのか、あるとすれば、まず、私達もそれを全部わかっていないといけないと思うんです。そして、そうゆう苦情も、うみがめ館ではなくて、全体で受け止めて、受けさせていただいて、検討するという事にならないと。だいたい仰っていることはわかりましたけれども、その本当の告発したいと言っている人の声を私共は聞いていませんから、そうなのというだけです。そういう意味では、ご意見はいろいろあると思いますけれども、今夜結論を出せることなのかなという感じがしています。

計屋：決して浜を締め切るとか、我々スタッフは10名ほどおりますけど、それはどういう場所だったかわかりませんが、スタッフの皆さんには、絶対締め切るのではないよと。やはり来ます。こういう風に言われる人は。観察会に出ないで（浜に入りたいという人）。そういった場合は、入ってくださいよと。そういう人は観察会が終わってからくる人が多いです。信じて欲しいというか、皆さんとの信頼関係の中で、ウミガメ連絡協議会というのは、絶対浜を締め切るとか、そういうことは絶対言っていないと思います。一人一人にその話はしてあります。誤解を受けた言い方があったかもしれませんが、それは理解してください。それは県庁、国、観光協会、うみがめ館。それは、このウミガメ観察ルールガイドブックに則ってやっているということの申し合わせの中で、連絡協議会が実施してあります。5,000人という人を案内して、事故もなく、問題もなくやっているわけですから。それもいろいろです。怪我もなく、安全に観察会もしてもらって、全国からやってきます。ある人達は、涙を流して帰る人達もいます。良かったと言って。だから、悪い面を表に出すか、そういう良い面を出していくか。ここで良い面はほとんど聞こえてきませんが。アンケート調査をするわけではなく、何をするわけではなく、ただ、ルールガイドブックの見直しの会になっていますけれども、屋久島の観光を考えた時に、今後、

皆さんが続けていきたいのか、いきたくないのか、ということまで含めて、やはり話をしないといけないと思う。信じて欲しいのは、ウミガメ連絡協議会は絶対にそういうことはしない。今、うみがめ館から報告があつて、もし、告訴をしようとかという話が出てきたら、もう、止めた方が良いです。どんどん人も入れて、そうやって観察をしたい人はどんどん見せてあげたら良いですよ。ただ、我々は、永田に昔からある保護を謳って、やっている。カメの卵を食べたいという気持ちは多いです。だけど、保護をやって、わかってもらって、観察会をやるんだという頭がありますので、それだけは信じて欲しいです。我々はスタッフみんなが信じあつて、協力しあつて、事故のないように観察会もして、ウミガメの保護をやっていこうという気持ちの中でやっています。ですから、告訴とか、そういうことは最後の問題です。そういう話が出てきてきたら、本当に申し訳ないが、これは毎年出てくる問題なので、ここで腹を打ち分けて、うみがめ館にもわかってもらって、譲歩してもらってやるか、もう、海岸法の中で止めるかという話をした方が良いのではないですか。

大牟田：それはうみがめ館の問題ではない。

計屋：うみがめ館の問題ではないですか。私はただ皆さんに信じて欲しいと言っているだけです。

大牟田：うみがめ館の問題ではなくて、来た人から言われたこと。

計屋：そういう風にとられた人もいるかもしれません。

大牟田：少しでもあることは避けなくてはいけないと思う。

計屋：だから、避けるためにはもう止めた方が良い。海岸法の中で言っているわけでしょう。その中で誰でも入って良いと。そこからその問題が起きているわけですから。海岸法というのがあるって、その中に入って、そういう活動をしてはいけないと、誰でも入って良いということであれば。海岸法という、そういう法律的にこういうのがあれば、それはやってはいけないということ。いけないわけですよ。うみがめ館自体が法律的におかしいと言うことを我々にはできないです。永田区のこれだけの人口の中でやっている事業ですから、だから、私はもうやらない方が良くと思います。ここまで法律的におかしいという判断のもとで裁判しようと、弁護士ですか、そういう人達にも見せてもらって、やっているわけですよ。もう、しない方が良く。

松本（毅）：現状はですね、こういう法の裏付けがないということで非常に微妙な問題が起こっているわけです。一番期待したのは、エコツーリズム推進協議会の利用調整というものができるということが非常に理想的なものだったと思うんです。それがあれば、それこそもっと、立ち入らない、立ち入ってはいけないということが言えるわけです。それが今回実現しなかったということがあるんですけど、屋久島全体の問題として、利用調整を、今後、

法的な裏付けを持てるように島自体が努力してもらわないといけないし、それがなければこうやって非常に微妙なところでもめないといけないわけです。だから、できれば、県と環境省と町の方で推進協議会をもう一度再動させて、是非、利用調整という形で、いなか浜を守れたら良いと思うんです。

計屋：利用調整というのは、今、この話ではないんですか。連絡協議会の中で。

松本（毅）：いや、法的な立入規制というものができるんです。

計屋：80人という数字を決めて、このルールブックに則った、法的な根拠がないものだから、ルールブックに則って、地域の皆さんが話し合いもして、やっていることだと我々は理解してやっているわけです。

松本（毅）：現状はそうですね。

計屋：だから、法律的なことを言われると、それはしない方が良いという風になるわけです。

松本（毅）：だから、今は法的な裏付けがないので、ご協力をお願いするという形しかとれないわけですね。利用調整ができると、エコツーリズム法に則ったものになるので、これは、立ち入ってはいけませんということが言えるようになるわけです。

計屋：だから、それが今度できなかったということですね。それはいつできるかわからないわけでしょう。

松本（毅）：それは、やはり、目指すべきだと思うんです。

計屋：それは今も目指しているわけでしょう。

松本（毅）：そうですね。

計屋：だから、そのことは町としても、いつになるかわからないが、目指していると。それは、もう、観光協会。皆さんが目指しているところではないんですか。確かに法的に裏付けもないということで事業をしていくのであれば、もう、止めた方が良いでしょう。そこまで、我々も、区、区長さん、ボランティアでみんなしている中で、そこまでして、ウミガメの保護とか、やる必要は何もないと思います。だから、うみがめ館が一生懸命今までやってきました。それで、告訴するという苦情もうみがめ館が受けて、言って、我々は助かったわけです。そこでなだめてもらって。だから、そこまで、なだめてもらうような活動していく必要はないと思います。これは毎年のことです。だから、町としても、どういう風にするのか検討して、どういう風にしていくのかという方向性も何も見いだせない中、去年もきているわけです。今日の会もまず、これからしないといけないわけです。これから。これをして、これ（ルールガイド）をしないと。もう、区で止めるよということになれば、今まで協議した1時間半ほどの話は何もないじゃないですか。

大牟田：町はどうなっているんですか。

計屋：町は任せられん。

木原：町としては、松本（毅）さんも仰いました、エコツーリズム推進協議会の中で、全体構想を決めて、それを適用するために条例を作って、それが否決をされて、それ以後、確かにご意見いただいた、町の方向性としても、縄文杉とこのウミガメの部分に分けてするのかといったことすらも方向付けはされていない状況なんです。それは前回の会議の中でもご報告をさせていただいた上で、前回のこのルールガイドも今まで強制的な部分だったものをみんなで協議して、みんなで決めたルールでやりましょうよと言うことで、法的根拠もないですけどということを前提にルールブックの書き方を変えてやってきたわけですよ。それに基づいて、みなさん、連絡協議会もそれも認識した上で、このルールに基づいてやっているということは、正にそうだと思っているんです。計屋さんのご意見についても、また、うみがめ館からこういう提案があったから、もう（ウミガメ観察会を）しないと。そういう話ではなくて。

計屋：去年と違うところは、告訴した人がいるということ。

大牟田：告訴したい人。

計屋：告訴したい人ですよ。去年はそれはなかった。自分達は一切お客さんに対しては。もう、本当に協力してくれと、いうことで言っている。

野村：それは間違いなくやっている。

計屋：みんなにそういった教育をしている。その中で、今回、告訴でしょう。あなた達は、どういうことかわかっていますか。永田区が裁判されるかもしれない。私も事情聴取を受けましたけど、大変ですよ。あなた達は簡単に考えているから。

木原：そこは簡単に考えているわけではないです。大牟田さんも今まで永田で作ったルールがごちゃごちゃなるから、それは止めてもらったというお話だし、今回についても、「これを解決するための提案」というのが、今までなかったけれども、一応対応案を考えて提案してもらっているわけじゃないですか。

計屋：それでも、去年も、ガイドブックは相当見直した。自分達はそれだけ努力して、やっているのに、告訴するという事は、どういうことですか。区長さんも、もう、区長はしないと言うよ。永田のリーダーですよ。危ない。

羽生：今おっしゃった、私達は、浜に絶対入るなということは、私達は、始まる前に必ず、勉強会するんです。ここで。その時に、新しい人も入るので、それはもう絶対にこう言ってはいけないということは、ちゃんと言っているから、うちのスタッフはそういうことは絶対言っていない。それとですね、協力金のことをここに書いていますが、協力金のことも以前出たと思うんです。協力金を何かに変えないといけないのかどうかということもあったと思うんです。その時

に皆さんの意見を聞いて、協力金は今のままでいいんじゃないですかということだったので、協力金としていますが。

計屋：ここで出せということであれば、出せますけど、時期的にできないから。

相浦：海岸法の関係で出たものですから。鹿児島県が海岸法は実際のところ所管をしているということ。当然、ウミガメのこのルールも、これは世間に公表されて、誰でも内容を知ることができますよね。県の本庁では、河川課が海岸法は所管をしています。永田の部分に関して、少なくとも、私は、河川課、その所管している担当課から、このルールが、あるいは、永田浜でのこの活動が、海岸法に違反じゃないかというような話は、未だかつて一切聞いたことはございません。しかも、これは、昨年からはございますけど、きちんと、強制ではないと、法に基づいた拘束力はありませんという風に、きちんとと言って、あくまでも、来られた方に、今話があったように、任意での協力でということでお話をされていらっしゃるわけですから、それについて、海岸法うんぬんで、違法性があるという風には、少なくとも私は、考えておりません。以上です。

柴：大牟田さんからこういう提案を受けて、違法性うんぬんという時に、これだけの、また言えば雁首揃えて、長年続けてきたことが違法性があるとすれば、それは、それで、皆さんで語れば、というか勉強すれば良いことであって。誰かが告訴するからと言って、違法性があるんだとかっていうことに、あんまりびくびくする必要はないと思うんです。ですから、是非、こういう問題提起があった時には、ちゃんと、それなりの場で受け、保全協議会なりの場でそれは受けますという風にして、勉強して、解決していくということが一つ。それと、もう一つは、ウミガメ連絡協議会であれ、保全協議会であれ、もうちょっと目的を持って良いのではないかという気がするんです。なんか、この、保護のあり方とか、観察のさせ方みたいなことばかりして、もうちょっと、永田のこの浜に、北半球でウミガメが一番上がっている、そういうことを保護することの目的、あるいはそういうことを観察させる目的、そのことのために目標は何なのかと。目指すところは何なのかということ。その目標をものにするために、どうしていけば良いのかみたいなこと。さっき、エコツーリズム法ができるということが一つの前提だったというのであれば、エコツーリズム法というものが本当に良いものであれば、今日から、本当にこの連絡協議会、保全協議会の一つの目的の中に、是非、今、ぼしやっているエコツーリズム法をものにするための、そういう取り組みをしようじゃないかという風にいく中で、ひょっとするとそれよりも良い方法があるかもしれない。あるいは、議会が反対してと聞いていますけれども、僕は環境省にしても、町長にしても、提案する側も、提案の趣旨、目的を十分に説明しきっていない。受ける議会も、何かそういうことに十分な認識を持たないままやった結果が今だと思っている。ですから、もう一度、それが良いことであるのであれば、

この組織でもってそういう問題提起をしていって、近々の達成目標にすると。何か、そういう風にいききたいなと思うんです。ですから、さっきの違法性の問題は、大牟田君はそういう前線にいますから、これが入ってくるのは当然だし、それを気にするのも当然ですけど、しかし、彼だけの問題ではなくて、全体の問題として受けさせていただいて、勉強させていただくということで良いんじゃないかと。そうならないと、なかなか先に行けないと思うんです。そんな風に思います。

溝口：永田浜と言え、世界でも有数のウミガメの産地ということで、そこを地域の皆さんと、ウミガメ館の皆さんとで、両方で、一生懸命守っていらっしゃる。しかも、世界的にも有数なところで、世界で言えば、先進地ではないかという風に思っているわけですけど、そこで、告訴とからいろいろあると、なかなか難しい問題にもなっていくますが、何とか、違法性というのは、ある法律に基づいて、違反しているかどうか、違法性があるかどうかということだと思っただけですけど、全国の海岸の中で、いろいろウミガメを守ろうと一生懸命されている方は、その気持ちで一生懸命やっただけの人もいるんだと思うんです。だからその協力の部分をいかに相手の方にわかっていただくかというのがおそらくポイントではないかなと思います。そのために、こういうウミガメルールがあるのではないかなと思って、前半部分はですね、さすが、世界で有数の永田浜を守っていらっしゃる皆様だと思って聞いていたんですけど、是非、違法性の対象は何かとした時は、やはり、誰がそういうのを認識して、どういう風にするかというのがあると思いますが、是非、上手い具合にやっていたら。大きな目的は、皆さん一緒だと思います。ウミガメを守ることによって、一致されているんじゃないかなと思います。そこで、みな知恵を出しながらやっていければ良いのかなと思っています。

西川：違法性うんぬんに関して、やっぱり問題を大きく分けないといけないのは、永田ウミガメ観察会を行っていること自体が、あそこでああいった観察会を行うこと自体が違法であるということではないと。まず、そこだと思うんです。それで、やり方次第で、勝手に浜に入ってくるなどか、そういったことをすることが違法になる。これは別に永田に限ったことではなく、他の浜に限ったことではなくて、例えば、通りを歩いている人に、こっから先に立ち入るなどやることと同じことだと思うんです。だから、ウミガメ観察会でされている方々も、もしかしたら違法じゃないのかと思いつつやり続けるのではなくて。この観察会自体は違法ではなく、合法的に則られてやっていることで、そういった立入規制とか、勝手に何かをするということに関して強制をさせると、違法になるんだという認識をみんな強く持って、それをまた今後進めて行けば、実際に何ら問われることはないと思っています。実際、屋久島の中でもいろんな協力金を行っている組織や機関や場所も多いですが、強制的でないというのを強

く訴えていって、共通認識として持っていつているので。そういう意識を持つてすることで、違法性で問われるということに関しては、まったく問題はないと思います。

柴：永田の区長として言えることは、考えることは、とっても大事なことを積み重ねてずっときたわけです。保護のことにしても、観察のことにしても。これももう、カメがここに上がるということと含めて、永田にとっては大変な財産。大事にしないといけないことだと思うんです。だからこの世界を守って大きくしていくということが、私達の、永田に住む、あるいは屋久島に関わっている、あるいはこういうことに関わっている人達の役割なのかなと思ったりするものですから。いろんな意見がありますけど、私は、この世界を大きい世界にしていきたいと。だから、高く目標を掲げて、例えば、ビジターセンターの話もありますけど、そういうのを本当にものにするんだったら、ものにしてよと。一つの目標を掲げて一緒に取り組んでいけばいいんじゃないのかなみたいなことを思うんです。だから、さっきのエコツーリズム法も大事なのであれば、本当に、それぞれの関係機関に我々の力で働きかけるということもしないといけないのかなと思います。そういう事で良いのかな。

計屋：我々もやる以上心配なんです。今までのやり方で良いのか。うみがめ館のやり方があるじゃないですか。なんか。「問題解決のための提案」ということで。観察会の提案モデルとか。こういったのはどうですか。これは、ウミガメ連絡協議会、ガイド、その他の団体は入って良いと。いろんな人達が来て、観察会をやって良いよというやり方ですよ。監視員がいて。

大牟田：監視員が5人必要でしたら、国と県と町がちゃんとお金を出して。名目的には、おそらく今のずっと流れからいくと、連絡会しかないと思うけど。名目的には監視員と見せる側の団体は別で。監視員は、ちゃんと国と県と町が5月1日から9月まで、お金を何百万か準備していただいて、監視をする。監視員のところに、監視員がカメの状況、連絡会に知らせて、そこに行って観察するというご提案を受けたわけです。

川崎：そういうやり方は無理だと思います。

羽生：今、保護監視員というのを私もちゃんともらってますよね。町から。

大牟田：それが一緒だとだめなんです。もらっている人と完全に別にしないと。

羽生：人数は別かもしれないけれども。一応その日にその人が出るというわけではないんですけれども。

大牟田：監視員の人は連絡会に所属していますか。

羽生：今年は俊郎君がしたんですけれども。その人にお金はやっていません。別に一人の人には、観察料というのをあげて、保護監視料というものをもらうみたいな感じでしているんですけれども。その別にしたら、それよりも別にというこ

とですか。

大牟田：そうです。完全に。完全に別にしてという提案を受けました。

羽生：ということは今やっている。私なんかも保護監視でもらってますよね。それは別だっていうことですか。

木原：今言われているのは、県から町のお金もつけて、保護監視料というお金をもらっているのに、それをしながらお金をもらって、お客さんにカメを見せると言うことをしてはいけないということですよ。

大牟田：そうです。

計屋：それはしていない。分けている。

野村：分けている。ちゃんと。

木原：決して、監視の仕事と案内、そういう保護の意識を持っている、マナーの啓発をするという人がカメの見方を教える、案内をするということをしたらいけないということはないはずなので。お金の話ですよ。それはやられていない。

大牟田：だから、例えば、県の監視員にしても、21万しかない。21万。それじゃ監視員の日当も何も出ないわけです。わかっているでしょ。これをちゃんと当たり前に与えて。今の所、連絡会の、監視員の21万円は入れているでしょう。会計に。

羽生：会計は一緒です。

大牟田：それがだめなんです。そういう話です。

木原：それは期間を分けていますよね。

大牟田：だから、完全に21万円ではなくて、だから例えばそこに5人監視の人がいるのであれば、一晩に5,000円の5人で25,000円。25,000円が2ヶ月か。その分国と県と町が払えば良いわけです。

計屋：そんな話を。

木原：県の1日の単価は6,100円です。6,100円で日数計算をして、委託契約を結んでやっていますので、期間が重複することはないはずです。

松本（晃）：法律とか保護監視員の体制に関わることであれば、栗生とかでも問題が起きているので、永田でこういった形を作っていくとも大事ですけど、当然、全島の話も見据えて、取り組んでいくことを考えないといけないと思うんですけど。

木原：その取り組みもいろいろ試行錯誤して、町としても、観光協会を通じて、宿泊、タクシー、そういったところに適用されるルールを、町で考えたルールとして、ご協力をお願いしますという文書も送ったりとか、勉強会も開いたりとか、今年度については緊急雇用の事業を入れて、監視業務以外の期間について、人を配置して、ルールの啓発を口頭でするようにしました。そういう努力はしているつもりなんです。エコツーリズム推進協議会の中でも、永田だけじゃなくて、

屋久島全島のルールができれば良いなということで、一応、担当レベルでは考えています。永田のルールについては、これだけ地域も一緒になって取り組まれている例がないので、できればこれを屋久島のモデルとして取り上げて、全体化したい。それはもう、同じ考えでいるので。

計屋：そんなこと言うなら、もっと気合い入れてエコツアーをやらないといけない。議員の先生方はわかっていることだとは思いますが、これだけ観光と言っているのに、やはり、人間の規制もしていけない。いつかは縄文杉も枯れる。枯れてからは、もう、遅い。30年前の縄文杉と今の縄文杉と全然違うじゃないですか。状況が。葉っぱなんかついてないじゃないですか。前の縄文杉見たことありますか。皆さん。それを考えてください。だから、規制をするという話をちゃんと、それで、このウミガメ連絡協議会も法的なことの中でやらないと、こういうことが出てくるわけです。21万をどう使っているかとか。(口座を)一緒にするといけないとか。仕事上そういうことができるわけじゃないじゃないですか。ウミガメの監視員をしながら、どうやって、今(ウミガメが)上がっているから来て下さいと言えるのか。だから、大牟田さん、ここをもう少し、分かりやすく説明してあげないと、大木さんがしたけども、検討ができません。検討してもらいたいためにしているわけでしょう。

大牟田：今、徳島県の日和佐町というところに、非常にカメは少ないんですけど、ウミガメ博物館も造って、ウミガメの監視もして、観察会もしています。そこはどうしているかと言うと、町が監視員の人を3名ほど雇って、見学する人は堤防の上でずっと待機しています。監視の人が浜を歩いて、カメを見つけて、産卵を始めたら、今度は柵を持って行って、張って、見て下さいという風になっているわけです。ですから監視料が今2,100円ですか。21万の中で、1日に割ると日当はいくらになりますか。環境省の方はちゃんと計算して、いただいているんですよ。松本(晃)さん。

松本(晃)：単価を持って。さっきご説明した時間に基づいて計算していますが。環境省のお金についても、ずっと継続的に出せるかというところすごく難しい。どこも、やはり、お金と人は苦しいところ。

大牟田：町はその半分以下でしょう。

木原：町としても6,100円。

大牟田：6,100円。1日。

木原：計算上は。だから、当然まかなえないと思うので、期間を短くしてやっています。

大牟田：今さっき言ったように、やっぱり、5人体制で浜でないといけないわけでしょう。例えば、そういう中で、もうちょっと、永田のカメが、県も含めて、特別だということで、特別予算とかを組むことはできないんですか。

大木：少し、話がずれてきている。ご提案させていただいたのは、この場を崩したいとか話をやめたいということで出したわけではまったくございませんので、逆にこの出していることによって、こういった議論がなされて、クリアになっていけば良いと思ってまして。観察会自体が私共の方は違法だとは思っていないです。ただ、部分的なところを、こういった話を上げている方々がいて、それが保全協議会という枠組みの中で、私達もやらせていただいているんですけれども、そういったのが、小さなほころびから全体が崩れてしまうということがあつたりしますので、そういったところの部分が、こういった場で話し合えて、みんなで知恵を出し合って、クリアにしていけば、私達的には一番良いと思っています。決して、観察会とか連絡協議会の方を攻撃したりとか、否定したりだとかというわけを出しているわけではまったくございませんので。その点だけのご理解いただければと思います。こういった文章を出すので、そういった形に受け止められてしまうのは、本当に申し訳ないことではあるんですけれども。ただ、そういったところをみんなでは是正していければなというところが本意でございますので。どうかそういった点だけのご理解いただければと思います。提案モデルの方もちょっとわかりにくいところがあるかなと思って、ちょっとこの時間だけでは足りない部分もあるかと思うのですが、その辺の部分も、この次の会議とかで話せる時間とかがもし、その場にみんなで知恵を持ち寄って、話す時間をもしいただけたら、本当に良いかなと思っているんです。こういった文章は本当は先にお渡しすれば良いところだったんですけど。急に今日お渡しする形になってしまって、混乱されてしまって申し訳ないんですが。

柴：いやいや。混乱はしていないと思う。

相浦：この提案モデル、あと2ページのガイド料とかを見ますと、何かこう、浜を生業の場にしようというような、何となくそういう意図が見えたりもするんですけども。今、協力金というのは、やはり、さっきから出ていますように、ウミガメを守りましょうと、みんなを守っていきましょうという気持ちで、それに必要なお金ということでいただいているという風に理解するんですけど、ガイド料ということになると、そこを収入の場にするという風に変っていくのかなという風に感じるんですけども、その点についてはいかがですか。

大牟田：それは正にその通りです。結局、例えば、山にしてもガイドの人達がいっぱい連れて行って、お金を儲けています。海についても、ダイビングとかそういうのがあります。カメについても、協力金という漠然としたものよりも、ガイド料とした方が、目的がはっきりしているし、うみがめ館がやったらうみがめ館、ガイドがやったらガイド、連絡会がやったら連絡会ということで、後は申告すれば、万事事が成せる技でありまして。ですから、白谷とかで協力金でやっていますけど、それではなくて、本当に自分達はプロとして案内

して、ちゃんとお金をもらって、だから、それで生活ができなかったら、2,000円でも3,000円にしても良いと思うんです。今回、我々もあと2年しかもたないものですから、もうちょっともたすことができないかということで、観察会はしないですけど、1日ボランティアという会員を募集して、どうにかできないかとかいう案も今考えています。結局、いっぱい儲かって、1,000万でも2,000万でも儲かって、税金を申告すれば、更にウミガメで食べて、みんな良い生活ができてというようになったら良いと思います。ただ、その協力金という漠然としたものは、いろいろどうなのかと。というのも、これは弁護士の先生の提案でしたけど。案内料というものに変えて。案内ですから。

計屋：今この下にあった「問題解決の提案」の図にウミガメ連絡協議会、ガイド、その他で、うみがめ館も観察会をするということですか。

大牟田：今のところする気はありません。

計屋：ないわけですか。

大牟田：だから、例えば、今のところ、うみがめ館にいっぱい来ます。来るから、連絡会がやっていますから、そっちに行って下さいという風に申していますから、うみがめ館がしないというとやっぱりそういう風になるんじゃないですか。

川崎：1日ボランティアは何かためになっているんですか。子ども達がぞろぞろぞろ広がって歩き回って。

大牟田：1日ボランティアですけど、これは、教育的とか、子どもにしても、非常にがんばる子はがんばって、卵の移植もしてくれたりしています。今言っているのは、川崎さん、お互いにつつくことであって、それは抜きにして。

計屋：我々も真摯にそちらから提案された中身をちゃんと根本から検討しないと、また、来年これが出てきますよ。

大木：出したくないです。

計屋：だから、協力金が良いのか、ガイド料が良いのか。案内料か。それをみんなで検討して欲しいです。それで、我々がどういう気持ちでやっているかで、協力金かガイド料になるわけです。永田区は、連絡協議会としては、やっぱり、ウミガメを守るための協力金ということで使わないといけないということで協力金ということでやらせてもらっています。皆さんが協力金よりは、案内するんだから案内料が良いということになれば、そういう風にまた考えましょうかと、理事のなかで、なっていくます。そういう提案をして、ここで問題解決をして、脱退しないように、うみがめ館が、この保全協議会から、しないとだめだと思えます。脱退をさせるとだめです。絶対に。だからお互いに検討して、うみがめ館にも納得してもらって、みんなで納得してやらないと、意思の統一です。そういうことを言わないと。環境省は。そこをしていかないと、やっぱりだめです。

羽生：協力金の話も出ましたよね。去年出て、ここでもめましたよね。どうするかということで。うみがめ館の方から協力金がおかしいじゃないかということで出まして、この会で確か皆さんで話合ったと思います。最終的には協力金で良いんじゃないかということだったんですけど、また、今年そういうことが出るといことは、どうしてですか。

大木：根っこの部分は同じ話が去年もありまして、私も法的に詳しく存じ上げないところもあるんですけど、協力金という謳い文句だと、ちょっといろいろ手続きだとか使途だとかその辺とかで、ここだけに限らず、ややこしい名目になってしまうので、逆に同じ話をアドバイスいただいている方に聞いてみたんです。案内料だったらどうですかと。協力金という名前が案内料とかガイド料とかにか変わったらどうですかと。それだったら問題ありませんと。ただし、さっき話したように各自が法的な税務申告をするというのは大前提です。案内料とかガイド料であれば、別に問題ないですと。協力金にしてしまうと、何にお金が使われているのかという部分については、明確にしないと、やっぱり法的にグレーなところが多いですという話だったんです。私共の方も同じ指摘を受けるわけです。

野村：協力金は永田区の総会の中で、全部報告されているわけです。

羽生：決算書を毎年出しています。

加藤：今回も出していただくとしたけど、3月31日締めだからだせないよ。

野村・羽生：そうです。

加藤：去年の会議でいくらもらって、何に使っているのか。

計屋：環境省から決算報告書を出したら良い。去年のものを渡しているでしょう。

松本（晃）：もらっていますが、僕からは出せません。

羽生：出していないですが、この保全協議会で出すべきなのか。これは区でやっているとすることで、区の総会にはちゃんと皆さんにお渡ししているんですけど。

計屋：監査も受けてです。こういう問題が出てくるから出してくれと言うなら、去年のものを出したのに。

野村：去年のものを出すしかない。

松本（晃）：そういった話をしていけば良い。だから、出して、話をしたら良いだけの話。

大木：今回の話は先ほど話しましたように、去年の状況を踏まえてという話だったので、あくまでも、去年の状況からという話なので、現在がどうのという話ではないので。

木原：あと、細かい話ですけど、ガイド料金だと、ガイドをする人の料金になってしまいうんですよね。協力金だと、実際は、いろんな、トランシーバーを買ったりとか、何かその許可書とかパンフレットの経費とか、そういったものを全体的

に使えるわけじゃないですか。実際は会計をどういったところに使ったか、印刷代に使いましたとか、人件費に使いましたとかがちゃんと明らかにされていれば、何の問題もないわけなので。

大木：何の問題もないです。それを昨年の状況を踏まえてということが前提であったわけですが、お話をいただいた方の中では、こういった枠組みの中でやっている話なので、出してもらえれば良いんじゃないかなという話があったので、今回出した背景です。

大牟田：木原さん。今、協力金と言っていますが、協力金は開示しないといけないわけですね。我々だけではなくて、もらっている人全体に。こういうのに去年いただきまして、これだけお金が入って、こういうのに使わせていただきましたということで、見に来た人とか、それからここでもそうですけど、開示して、こういうのに使わせていただきましたと。例えば、案内料は、人に対して開示する必要はないです。あくまでもそれは税務上の問題です。

木原：開示をすれば、良いんじゃないですか。会議でも出して。今度、収支についても、受付のところにも、一覧表、簡単なものを作って、貼り付けたり。できる方法をやれば。

計屋：それで良いですか。

大牟田：それで良い。

柴：全体の枠で知っておいて欲しいですけど、保護であれ、観察であれ、十分な資金がいっぱいあって、県であれ、環境省であれ、保護のためにこれだけのことを用意しましたと、どうぞやって下さいという枠組みになっていない。なっていないから一生懸命取り組む人達が協力金であろうとガイド料であろうと、要するに、そこから何とかお金を作って、いろんな物を整えていこうということが実態です。だから、そういう意味では、協力金だったら協力した人に開示する義務があるんだという言い方は、ちょっと違うのではないかと。例えば、永田の、ウミガメ連絡協議会が永田区にはちゃんと報告する、というレベルで良いんじゃないかと。保全協議会には、どうもてしてくれということであれば、それはそうでしょう。でも、問題は、みんな潤沢に保護のためにお金があるのかということ、環境省だって、県だって。でも少しでも出しているから、それはさっき言ったような、協力金とかっていう保護の目的というのがあるから、というところで役所が負担すべきもの、些少であってもそうしているわけじゃないですか。だから、そういう趣旨がだんだんずれていくようだと、県とか、環境省が間に入ってやっているということがちょっと成り立たなくなってくるということがあるわけです。公の意味があるから、その価値のために県もがんばるとか、財団もがんばるとか、環境省もがんばるとかということがあるわけだから。今はそれでやってきているわけです。だから誰もそれで金儲けをするという形でやっている人はいない。実際そうだから

ら。備品は、うみがめ館もそうですけど、足りないことがあって、どこからどうまかなうんですかということがずっと気になっている。どこもそうです。金は何もなくて、少しあったら、これは何に使いますかということを考えているみたいです。そういうことでやってきたわけだから、この保護のことにしても、うみがめ館、連絡協議会のこの取り組みにしても、とても大事なことから、しこしこやってきた大きな財産だと思うから、これを大きな世界にしたいわけです。その大きな世界にするためには、我々はどういう目標を持てば、その、エコツアー法、それもそうかもしれないし。そういう具体的な目標をちゃんと我々の役割として設定して、それをものにするために取り組んで行くということが、一方にないと、何か小さい枠内の、協力金がおかしいだとか言うことで、なんかがちやがちやがちやがちやと言われる、そういうレベルではなく、それと違うことを考えないといけないんじゃないかということが私の印象です。

計屋：会長。すみません。こういう小さいことを一つずつクリアしていかないといけないから、協力金の収支を木原君の言うように、こういう風に使われてますというものを受付のところに掲示して、ご覧下さいということで良いでしょうか。

大牟田：それでも良い。

計屋：それで良いんでしょ。そういう風に言ってください。そういう風にします。もし、今後、(ウミガメ観察会を) するようであれば。

松本(晃)：データをいただければ、ラミネートとかはうちの事務所でやります。

計屋：やっぱり、小さいことを一つずつクリアしていかないと。毎年、同じような事。大きなことができない。エコツアー法を進めるためには、この保全協議会ががんばって、うみがめ館、みんながんばって、やらないといけない。だから、脱退ということを聞いて。驚いたわけです。皆さん驚きませんか。うみがめ館が保全協議会を脱退したら。ウミガメは語れないでしょう。皆さん。だから、脱退しないように一つずつクリアしていかないといけないと思います。一つ欠けたらもう終わりです。

柴：ですから、問題はうみがめ館だけの問題ではなくて、我々全体に向かって発せられている問題だという風にみんなで受け止めて、一生懸命こうして議論したり、善後策を練っていくということで良いんじゃないですか。

計屋：基本的には、法的な根拠はないけど、このルールに則って、一からやっというということです。良いですね。

柴：そうそう。

計屋：絶対に入るなどとは言わないと。

大木：そういう話が挙がるようであれば、内々にお伝えするような形とか。私、お話を聞いて、それを全面的に信頼したいという形の方でいかせていきたいと思いますので。

計屋：怖がっているから。びくびくしながらカメを見せているから。

木原：でも、それは、本当に難しい。僕も行った時に車がブーンと来るわけじゃないですか、そこで、その時間帯に来た時に、車に止まっていただいて、観察会のお客様ですと、車を止めて、そしたら「そうです」と、そしたら「受付がありますから、予約されているなら、受付の方をお願いします」と言ったりするんですよね。それも広い範囲で言えば、受けてくださいというお願いという風にもとれますし、受けてもらわないと困る、取り方によっちゃですよ。だから、そういったところまで、全部細かくやらないといけないのかということもあります。

大木：一方的拘束力というのはないので。

松本（毅）：一つはね、定員になりましたと、申し込みしていませんと、何となく「できません」と言ってしまうことがちょっとそういうのになるかなと。

柴：そういうのは見直していけばいいじゃないのかな。

木原：それも去年、この会議の中で、定員制をなくした方が良くないですかという話もしたけれども。団体も入っているから、80人も超えてしまうわけだから、それをしなければ、良くないですかという話もしたけれども。全然話題にもしてもらえなかった。それはしっかりルールの説明をして、レクチャーを受けてもらえば良いわけです。人数を超えても。いろんな機関がそれじゃだめだからと。

松本（晃）：だめだということではないと思います。見せ方の工夫もできるとは思いますし、そういったことが十分議論できた上で、定員をいじるのであれば、良いと思うんですけど。

木原：実際関わってくれる人員の配置とか、何人ぐらいなら見せられるとか。そういうのもあるので、許される範囲であれば、定員制はなくても良いじゃないの。

計屋：それに対して。80人と決めて、団体は別ということで決めているわけだから、それはそれでいかないといけない。それでウミガメの保護をしているんだよと。ちゃんとここを歩いてくれと言って、ちゃんと歩くところもお願いして。

木原：そこは事前に予約をしてくださいということで、上手にできるわけじゃないですか。80というのを表に出さなくても、事前に予約をしてくださいということで。だから、いろんなやり方もたぶんあると思うんです。

松本（晃）：今後考えてもよい。

柴：絶対的に客観的な、妥当性、これがそうなんだということはないと思います。だからお互いに議論する中で、その運用とか、実際の運びについては、やっていけば良いじゃないのか。50と80の差に客観的な、絶対に80が正しくて、50がだめだとか、百いくらが正しいだとか、だめだとかということはないと思う。

大牟田：この話はずっとすると延々となりますので、我々の提言も含めて、他に良い

のがないか、法律家とか、そういうなにも相談しながら、ある程度案を送ってもら
うようにしてもらえれば。

柴：いやいや。ですから、そういうことは、もちろん勉強するし、何と言っても、県
の方もいらっしゃるわけですし、財団の人もいらっしゃるし、そのレベルの解釈
ではだめなのか、専門家にはそれはそれでやりますけども。

計屋：これ（ルールガイド）じゃだめですか。大牟田さん。

大木：それは問題ないと思います。

計屋：ないんですよ。

柴：それで良いんじゃないの。

相浦：あまり気にする必要はないんじゃないですか。

松本（毅）：やっぱり、人数制限を設けるには、どうしても、利用調整という法律が欲
しかったんです。

柴：それはわかります。だからそれをものにするためにがんばりましょうということ
かな。

大牟田：では、保全協議会で、条例ができるように要望書を。

加藤：（町も）メンバーですから。メンバーに要望書を出すのはおかしいです。

計屋：それを大きな目的にして。

大牟田：町長に。

計屋：町長に言ったらだめです。

柴：いやいや。そういう取り組みをしましょう。具体的なものを持たないといけない
ですよ。

大牟田：ともかく一番怖いのは、今回わかりましたけど、警察です。

計屋：仲良くしないといけない。仲良くしないと、一番だめ。

柴：そういうことで一応良いのかな。

計屋：合い言葉は仲良く。

松本（晃）：ルールガイドですが、15 ページの調査報告グラフについて、折角なので、
今年版に更新していただければ。

大木：わかりました。

中平：データの形でお送りすれば良いですよ。

大木：画像でよろしいですか。

松本（晃）：そうですね。

大牟田：うみがめ館は金がないんですけど、環境省いくらか出してくれませんか。

松本（晃）：出せるお金はないです。これに関して。うみがめ館の皆さんも一緒にやっ
ている中で、普及啓発をする意味でここは是非協力していただきたいなど。

大牟田：ちなみに、来年、再来年でうみがめ館このままだと終わりです。

計屋：大丈夫。また、値上げしたらどうか。入館料も千円ばかりにしたら。それだけの価値のあるものを展示してる。何十年調査しているのか。晩も寝ないで。千円にしたら良い。一人、千円。子ガメのふ化も、千円にしたら良い。感激して帰っている。子ガメの放流を見て。

計屋：木原さん、エコツアー法は、前に進んでますか。

木原：いろいろあって。

計屋：頼むぞ。ややこしいことは言いたくない。

木原：はい。がんばります。

計屋：そのうち、縄文杉も枯れる。

松本（晃）：だいぶ意見も出たところですが、ルールガイドの修正に関しては、メールなり、FAXなりですぐ送るようにします。

大木：グラフの件はいつまで期限ですか。

松本（晃）：できれば、早い方が。早急にいただけると助かるんですが。

加藤：3月の第2週で良いんじゃない。

大木：今週中に必ず出します。

松本（晃）：ありがとうございます。

柴：今日議題にされたこと、いろいろと協議していただきましたけども、結果としては、いろんな問題提起をしていただいて、会が前進できることになったのではないのかなと思いますので、利用調整の問題は、外から見ていると、どうして屋久島はあれをものにできなかったのかということでもって不思議がられている問題です。そういう意味で、それが、皆さんが絶対に必要だということであれば、その成立に向けて、実現に向けて、力不足かもしれませんが、この会もそういう方向に向かって取り組むという風にしたいと思います。やはり、あの、もうちょっと、カメの世界を大きな世界にできるように、それぞれの立場で、がんばっていくべきじゃないかなと思いますので、よろしくお願い致します。今日は長時間ありがとうございました。

一同：ありがとうございました。

(了)